

京都教育大学紀要

No.139

令和3年9月30日抜刷

教員による「わいせつ行為等」に関する探索的検討  
—属性および行為と状況—

榎原 穎宏・森脇 正博

An Exploratory Study on Teachers' Obscene Behaviors:  
Attributes, Acts, and Situations

Yoshihiro SAKAKIBARA and Masahiro MORIWAKI

Published by  
Kyoto University of Education  
1 Fujinomori-cho, Fukakusa,  
Fushimi-ku, Kyoto, 612-8522 JAPAN

**Bulletin  
of  
Kyoto University of Education**

---

No.139September, 2021

---

Contents

Shoichi MAKIMOTO and Rui ODA The Teaching Material on the Natural Division of the Tartaric Acid Potassium Sodium Salt Crystal	1
Shoichi MAKIMOTO and Yoshito FUJITA A Scaling Down Organic Chemistry Experiment VIII: Sulfonic Acid Synthesis Using a Sample Tube Bottle as a Reaction Vessel	11
Keishi MARUYAMA Opinions on climate change in Japan: What do we need to learn?	23
Keishi MARUYAMA “Climate Change and Children” in the Concluding Observations of the United Nations Committee on the Rights of the Child	35
Takashi KAGAWA Revision in Supplementary Textbook Lessons on Disaster Prevention and Reduction in Elementary-Level Social Studies: The Case of Okushiri Town in Hokkaido, Miyako City in Iwate and Hirogawa Town in Wakayama	47
Tatsuya IMANISHI Emotional Satisfaction of Junior High School Students in Sustained Silent Reading Practice Utilizing Lexile	63
Fujishige SOMEYA The Process by Which Students’ Motivation in Liberal English Predicts Engagement in Elementary School English Education: A Case of University Students Undergoing Teacher Training	75
Shoko SUZUKI A pH Indicator Using the Pigment Extracted from Blueberries: pH Test at Home	85
Yoshihiro SAKAKIBARA and Masahiro MORIWAKI An Exploratory Study on Teachers’ Obscene Behaviors: Attributes, Acts, and Situations	93
Yoshihiro SAKAKIBARA and Kuriko SHIMIZU The “Open System” of Teacher Education and Board of Education: Vacancy by the Acceptance for Teaching Practice in Public School	105
[Note] Fujishige SOMEYA, Yuko SATO, Kazumi OGAWA, Takako NAKASHIMA and Katsuhisa HONDA English Language Education in Elementary Schools Based on New Ways of Learning: Learning Activities and Curricula	117

# 教員による「わいせつ行為等」に関する探索的検討 —属性および行為と状況—

榎原 祐宏・森脇 正博\*

An Exploratory Study on Teachers' Obscene Behaviors:  
Attributes, Acts, and Situations

Yoshihiro SAKAKIBARA and Masahiro MORIWAKI \*

Accepted June 21, 2021

**抄録：**本報告は、教員による「わいせつ行為等」について、これを生じさせる複数の要因の組み合わせとして事象を把握することを目指した。すなわち、事象を要因ごとに分類、解釈するに留まらず、複数の要因の繋がりの結果として一つの事象が生じていることに注目した。具体的には、2018年度に文部科学省「教育職員の懲戒処分等の状況」に公表された、延べ220件の80%強と推定できる事案について、これまで扱えなかった盗撮を含めたケースの分析を行ったとともに、当該教員が所属する学校種別の特徴的な傾向を見出すことにも成功した。

**索引語：**教員、わいせつ行為等、行為の類型、非違行為

**Abstract:** This study aims to understand teachers' obscene behaviors caused by a combination of multiple factors. We do not only analyze and interpret the action in question for each factor, but also focus on the fact that the event occurred as a chain of multiple factors. We analyzed more than 80% of the cases that occurred in fiscal year 2018, including that of voyeurism, which we could not handle in past studies. Moreover, we succeeded in identifying characteristic trends in the types of schools that the teachers belong to.

**Key Words:** teacher, obscene behavior, type of behavior, illegal activity

## 1. 問題

学校教員による「わいせつ行為等」<sup>1)</sup>については、かれらに求められる倫理的水準の高さから社会的関心が高く、厳罰を求める声も大きい。たとえば、東京高裁での判決を受けて28年前のわいせつ行為を認定、56歳の中学校教諭を懲戒免職（2021年1月）<sup>2)</sup>、あるいは、官報に公告

\* 京都教育大学附属京都小中学校

される教員免許状の失効あるいは取り上げについて、18歳未満や勤務する学校の児童・生徒に対するわいせつ行為・セクシャルハラスメント、それ以外のわいせつ行為・セクシャルハラスメント等の5類型に分けた上で、これを識別できるように文部科学省令を改正(2021年3月)といった動向は、その一例だろう。

これまで、教員によるこうした行為の存在とその多寡に関してはいくつかの研究が行われており、関係者には大変残念なことだが、同行為の発生率が社会的水準と比べて低いとは言えず、むしろ高いことを示す結果が出されている<sup>3)</sup>。

このことを、行為に関わった者の約98%と圧倒的多数を占める男性教員に即して見るならば、2005年度から2015年度の間の発生率はおよそ1500–5000人に1人、0.02–0.07%であり、平均は0.0279%<sup>4)</sup>である。この値は、2020年度の自殺による男性の死亡率が人口10万人あたり22.9人、すなわち0.0229%<sup>5)</sup>であることに鑑みれば、社会的な死とも捉えられる「わいせつ行為等」の発生水準は、自殺死亡率に比肩する。この事実は、教職への社会的期待から言って看過できず、行為による被害を防ぐとともに、教員の健康の保持に関する適切な方略が求められている。

そこで、「わいせつ行為等」がどのように発生しているのかを明らかにする必要があるが、「わいせつ行為等」を一括した量的調査および、事案の発生を教員の性別、年齢、学校種、場所や時間といった要因ごとに捉えようとする、文部科学省「教育職員のわいせつ行為等に係る懲戒処分等事案の具体的状況について」(各年度版)の調査だけでは、概況を知る上では有効であるものの、事案をより具体的に理解するには不十分と言わざるを得ない。

なぜなら、当該の事案はある環境において、行為に関わった者の状況認知と判断により生じているのだから、これら一連の要因の関係を問わない議論は生産的と言えないからである。たとえば、事案のうち、児童・生徒や卒業生が対象となっているのは全体の約半数とわかるものの、それらがどのような場においてなのか、またいかなる具体的な行為として生じているのかは不明のままである。この点、盗撮の事案が都道府県等の迷惑防止条例の範疇に属し、法律上扱えないことは、既存統計の再分析という研究方法の限界を示している<sup>6)</sup>。また、現在の事案の発生率から言えば、圧倒的多数の教員には少なくとも直接には該当しないことから、いわば特殊に属する事象として個々のケースにいっそう即した把握が有意義と考えられる。

こうした課題設定から本研究は、以下に述べる対象と方法にもとづき、一つの「わいせつ行為等」の事案がどういった複数の要因の組み合わせとして生じているのか、つまり、いかなる属性を持つ者がどのような環境において行為に至っているのかという要因の関連、その筋道を明らかにすることを目的としている。

## 2. 対象と方法

本研究では、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)に朝日新聞の紙上で報じられた、学校教員が関わる「わいせつ行為等」の事案を対象とする。具体的には、朝日新聞記事データベース蔵Ⅱビジュアル<sup>7)</sup>に拠り、「わいせつ」「教員」を検索語に記事を収集した。また、検索漏れを補うために「盗撮・教員」「痴漢・教員」等と行為の態様ごとの検索を行った。さらに、

官報での公告、都道府県・政令指定都市または同教育委員会による県政ニュース等の記者発表資料、あるいは他紙での報道を閲覧して、教育職員免許法第10条および第11条にもとづく教員免許状の失効および取り上げ、あるいは、戒告・減給・停職・免職の懲戒処分の事実を確かめた。

ただし、次の留意を必要とする。本報告では2018年度間に報道された事案を対象にしており、①同期間に発生したが、報道が後日となった事案を含まず、②同期間に裁判中の事案を含まず、③同期間に発生していないが、同期間に懲戒処分が行われた事案を含む。④新聞、官報、記者発表等から懲戒処分が明らかな事案を含み、逮捕、起訴の時点までしか追跡できないものは含めない。⑤文部科学省の調査が公立学校教員のみを対象にしていることから、国立大学法人および私立学校の教員が関わる事案は含まない。⑥児童・生徒の年齢層が特定できない特別支援学校、義務教育学校および中等教育学校に所属する教員が関わった事案を含まない。

そして、分析データを作成すべく、次のように作業を行った。たとえば、「都教育委員会は2日、区立の小中学校の男性教諭2人を懲戒免職処分し、発表した。都教委によると、区立小学校の男性教諭（26）は昨年6月と7月の休み時間に、担任をしていた学級の女子児童2人をひざの上に座らせ、腰や下半身などに触ったという。また、区立中学校の男性教諭（26）は、昨年10月、勤務する中学の女性職員の更衣室に盗撮カメラを設置し、着替えを撮影。今年4月に建造物侵入の罪で罰金の略式命令が出たという」（2018年8月7日）報道の場合、「小学校－男性－勤務先女子児童－学校内－体に触る等わいせつ行為」と「中学校－男性－勤務先女性教職員－学校内－盗撮」の2つの事案と見なした。

あるいは、「在学中の女子生徒1人と教え子だった10代の女性2人に対して、校内や自家用車内で抱きついたりキスをしたりした。うち1人は行為が複数回あった。車には『自宅まで送ろうか』などと言って乗せていたという」（同年10月15日）の場合、「高校－男性－勤務先女子生徒－学校内－体に触るわいせつ行為等－教育相談－乗用車」と、「高校－男性－18歳未満卒業生女性－学校外－教育相談－乗用車」と、1つの事案かつ延べ2事案と数えた。

なお、報道されても事実の誤認や判断を保留すべき場合があるため、官報での免許状の失効日を確かめたほか、「教職員の懲戒処分について」等の教育委員会等による発表資料から、懲戒処分の有無を裏付け、これらの作業から確認できたもののみを事案と数えた。たとえば、中学校教諭が校内の女子トイレに盗撮目的で侵入、現行犯逮捕され、容疑を認めたという報道（同年10月21日）があったが、記事内に懲戒処分が示されず、また官報等でもこの処分を確認できなかったため、事案には含めていない。

これらの結果、捕捉できた事案は、小学校56件（一件で複数の事象と見なせる場合があるため、延べ61件）、中学校69件（延べ79件）、高校67件（延べ80件）、合わせて192件（延べ220件）である。この数は、2018年度の文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査について」の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況」に示される、小・中・高校教員の懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）の推計値227.6人の<sup>8)</sup>84.4%に相当することから、およそ8割の事案を追跡できたと見てよいだろう。

### 3. 結果と議論

以上の作業を経て得られた結果を、以下の3つの図に示す。これは事案を、学校種、行為者の性別（以下、性別）、行為の対象者の属性（同、対象）、行為等が行われた場所（同、場所）、行為等の態様、さらに、その他の要因に分けて、それらの関連を辿ったものである。

また、同図の中で示される数値は該当する事案の延べ数を示し、その数が全体に占める割合に応じて、5種類の異なる太さの実線を引いた。つまり、太い線であるほど各学校種における該当事案数が多いことを表している。さらに、そこでの特徴的な類型を示すため、赤・青・黄線を重ねた。なお、全体に占める割合は少ないが、女性教員による事案は中学校においてのみ確認されたため、緑線を重ね特徴付けた。

#### (1) 小学校教員に見られる特徴

延べ61件の小学校教員が関わる事案は、すべて男性によるものである。そして、次の三点での行為の類型を見出せる。

一つ目は18件が該当する、勤務先の女子児童が対象、うち学校内での発生が13件にのぼる。そして、これらのうち「自身が担任をするクラスの女児らを体力検査や教育相談の名目で体育館や会議室に呼び出し、2人だけの場所で目をつぶらせて口に指を入れたり、マット運動の補助をするといつて胸や尻を触った」（2019年2月16日）、「授業の間の休み時間に教室で女児のみぞおちの湿疹を右手の人さし指で3～4回触った後、下着の中に手を入れて下腹部を触った」（同年3月27日）のように、わいせつ行為が8件を占める（図1赤線）。これらは、女子児童－学校内－一体に触る等、という点で共通する。

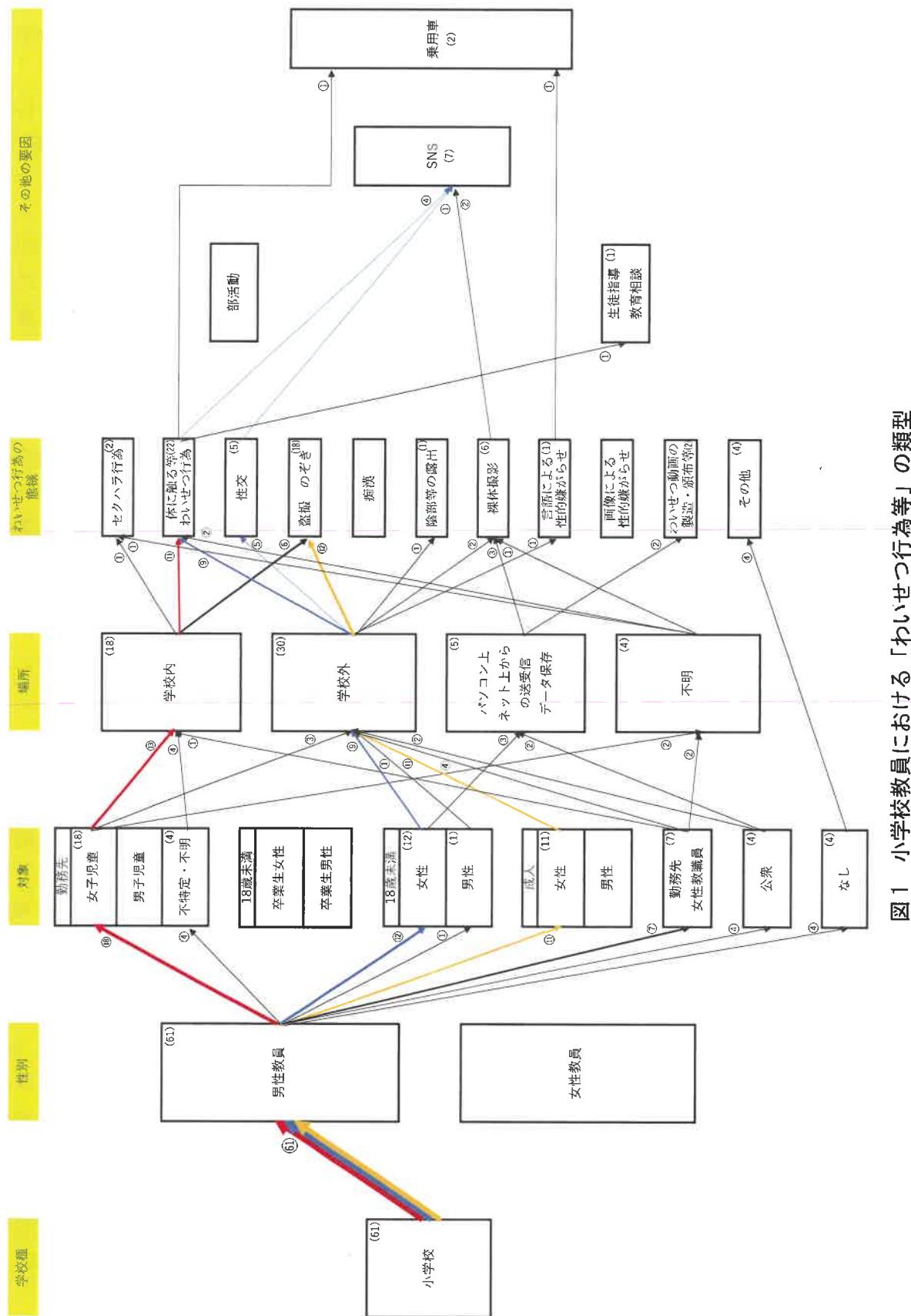
二つ目は、18歳未満女性が対象になったものが12件あり、学校外が9件である。うち「体に触る等わいせつ行為」と「性交」が3件ずつあり、6件中4件が「ツイッターで知り合った県中部在住の中学生3年生の女子生徒（14）が18歳未満であることを知りながら、焼津市内のホテルで現金1万円を渡し、わいせつな行為をした」（2018年9月21日）など、ツイッター等のSNSが連絡手段となっている（図1の青線）。これらは、女児ではない18歳未満女性－学校外－一体に触る等もしくは性交－SNS、で結ぶ。

三つ目は、11件で成人女性が対象、すべてがショッピングセンターや飲食店等の学校外で発生し、女性のスカート内をスマートフォン等で盗撮する事案が8件にのぼる（図1の黄線）。これは、女児や18歳未満ではない成人女性－学校外－盗撮、の繋がりで行為を捉えられる。

#### (2) 中学校教員に見られる特徴

中学校での事案は、男性教員が延べ74件、女性教員が延べ5件の計79件である。以下、男性に関わる三点のつながり、女性に関わる傾向を一点示す。

まず、男性教員の一つ目は、勤務先の女子生徒を対象としたものが27件と多く、校内が14件にのぼる。また、ビデオカメラやスマートフォンを女子更衣室やトイレに仕込み、着替え等を盗撮したのが8件である。その中には、「校内で女子生徒が着替える様子をビデオカメラで盗撮した。教卓に置いた段ボール箱の取っ手の穴から撮影していた。『20回以上やった』と話している」（2018年11月21日）、「勤務先の中学校の女子トイレと女子更衣室に録画機能付きの小



型カメラを仕掛け、女性の姿を盗撮した。教諭は『性的欲求を満たすために 20 回程度仕掛けた』(2019 年 2 月 14 日) というように、繰り返されるケースもある(図 2 赤線)。これは、女子生徒一学校内一盗撮、の線で行為を捉えることができる。

二つ目は、18 歳未満女性が対象となった 18 件であり、うち学校外が 15 件である。さらにそのうちわいせつ行為が 8 件、公園駐車場に止めた車内での行為等、乗用車を使用した事案が 4 件ある(図 2 青線)。これは、卒業生ではない 18 歳未満女性一学校外一体に触る等わいせつ行為一乗用車、という流れで把握できるだろう。

三つ目は、成人女性が対象のものが 12 件あり、すべて学校外で起こっている。これらの中で「体に触る等」とスマートフォン等で「盗撮」の事案が、それぞれ 4 件である(図 2 の黄線)。これらは、女児や 18 歳未満ではない成人女性一学校外一体に触る等もしくは盗撮、の連なりと見なせる。

また、女性教員による行為は、生徒との「恋愛関係」に起因する可能性が考えられる。「女性教諭は、少なくとも 7 日程度、放課後などに校舎内のパソコン教室や教科準備室、休日には 2 人で遊園地や公園に出かけ、当時担任だった男子中学生を抱きしめキスをしたり、県教委の聴取には、『互いに好きだった』と述べ、『いけないことだと分かっていたが、気持ちを抑えられなかった』と認めていた」(2019 年 3 月 7 日) といった事案が挙げられる。勤務先の男子生徒や 18 歳未満の男子卒業生という、生徒に関わる事案が 5 件中 4 件を占めている(図 2 の緑線)。

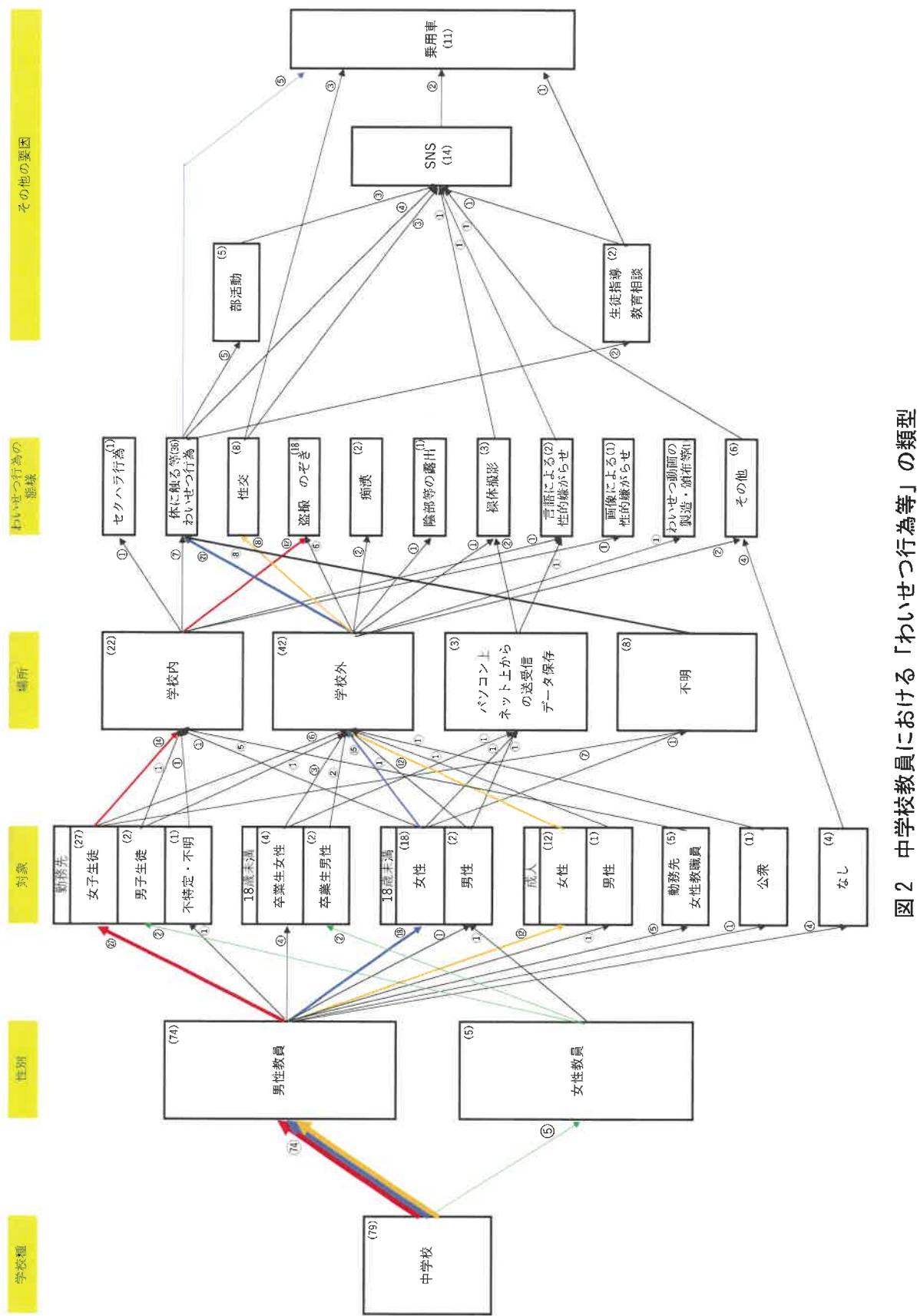
### (3) 高校教員に見られる特徴

高校での延べ 80 件の事案は、小学校と同じくすべて男性教員による。以下、次の三点での行為の類型を挙げられる。

その一つは、42 件と全体の半数以上が勤務先の女子生徒が対象となっており、このうち、校内は 20 件と約半数、さらにうち 15 件はわいせつ行為(セクハラ行為 1 件を含む)と続く。なお、「相談にきた女子生徒と教室で 2 人になった際、服の中に手を入れて胸などを触った」(2019 年 2 月 1 日)、「女子生徒から学校生活などの相談を受け、校内で抱きしめたり体を触った」(同年 3 月 30 日)などの、教育相談に関わる 3 件、「部活動の指導を終えた後、教室で生徒をひざの上に座らせて顔や腰を触った」(2018 年 8 月 17 日)といった、部活動の延長上に起こった事が 3 件ある(図 3 の赤線)。これらに、女子生徒一学校内一体に触る等一部活動または生徒指導・教育相談、という流れを見出せる。

二つ目は、18 歳未満女性が対象の、全体の 2 割弱のケースであり、これらはすべて学校外で発生している。このうち 7 件が性交に及んでいるが、「出会い系サイトで知り合った中学生(当時 14 歳)が 18 歳未満だと知りながら 2 万円を渡して性交」(2018 年 4 月 27 日)、「ツイッターで知り合った 16 歳の女性に現金を渡し、性的行為」(同年 10 月 27 日)と、SNS を介した事案が 3 件確認できる(図 3 の青線)。つまり、卒業生ではない 18 歳未満女性一学校外一性交-SNS、の線で行為を捉えられる。

三つ目は、成人女性が対象となったケースが 1 割少しあり、場所が明らかにすべては学校外で起こっている。また、うち 5 件が女性のスカート内の盗撮である(図 3 の黄線)。これは、女児や 18 歳未満ではない成人女性一学校外一盗撮、という連なりである。



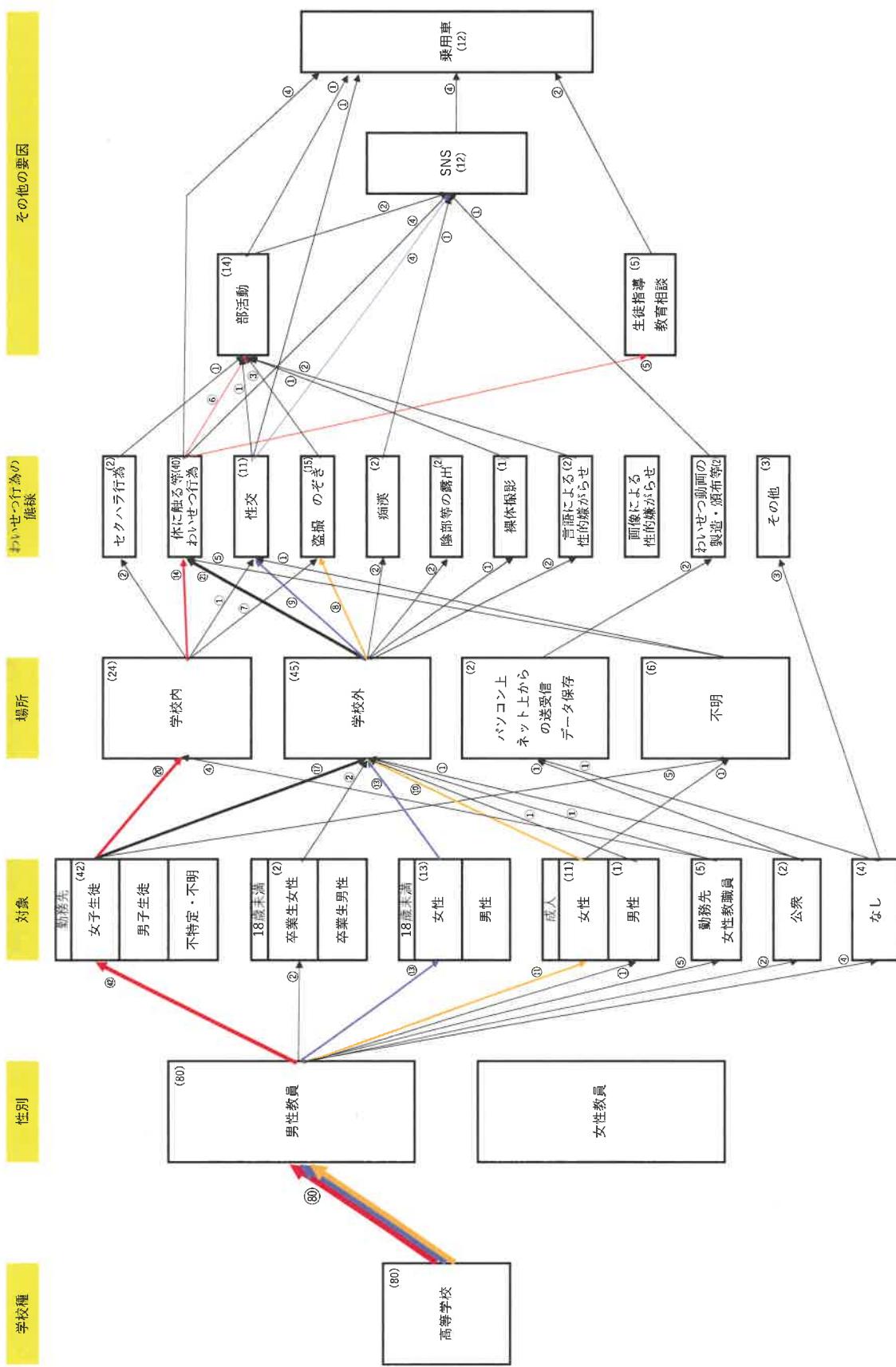


図3 高等学校教員における「わいせつ行為等」の類型

#### (4) 全体を通じた特徴

以上を踏まえた上で、全体として五つの点を指摘できる。

一つ目は、行為者と対象者はほぼすべてが異性の関係であり、行為者は圧倒的に男性教員である。また、小学校女児を対象にする行為は小学校教員に限られ、中学・高校教員の場合は中学生以上が対象となっている。なお、18歳未満女性との連絡手段には、ツイッターやLINE等のSNSが用いられている。「わいせつ行為等」が、男性教員による勤務校での女子児童・生徒を対象にした行為でもあることを認めざるを得ない結果だが、これに対して学校行政や学校経営として示しうる方略はどのようなものだろうか。

二つ目は、教員と卒業生との関係についてである。小学校教員の場合、卒業生は対象となっていない。また、卒業すれば18歳以上になる高校の場合も、卒業生はほぼ対象ではない。これに対して中学校では状況が異なる。「昨年8月から今年5月にかけ、前任の中学校を卒業した女子生徒と外出し、車内で体を触るなどのわいせつ行為を計7回繰り返した」(2018年7月6日)ケースは、他の関連資料を合わせると、在学中の接点が契機となり、卒業後その関係が発展していった事案である。同様の事例が卒業生との関係で生じた6件のうち、少なくとも4件と見なせる。

このように、中学校の時点では表面化しなかったものの非違行為が発生しており、その後に発覚する可能性、つまり、卒業生に関わる事案の暗数が示唆される。高校教員の自校女子生徒を対象とした事案が過半数に達することを合わせると、中学生から高校生、成人に近づきつつあるが未成年という時期が対象となりやすい点も確かめるべきだろう。生徒指導や教育相談の機能もとくに期待される中学校や高校において、踏まえるべき点はどのようなことだろうか。

三つ目は、小学校には部活動のないことが一般的なため、部活動と事案の接点は見られない。これに対して中学校では17%、高校では29%がこれに該当し、学校種間の違いが明らかである。「複数の女子生徒に対し、顧問をしていた部活の指導を名目に校内の準備室に呼び出し、2人きりになって抱きつく行為やキスを強いた」(同年11月28日)、「自分が顧問を務める部活の合宿や大会で宿泊したホテルの自室に、部員の女子生徒を1人呼び、女子生徒の体を触った」(2019年2月19日)など、顧問と部員という指導ー被指導関係にある事案が確かめられる。

部活動はそもそも教育課程に含まれておらず、学校経営上の曖昧さを否めない。また、部活動指導員制度が2017年度から始まったものの、担い手が不足という実態もあり教員の手から部活動が離れたわけでもない。この中にあって、教員免許に裏付けられていない部活動指導に傾倒する教員の心性が、改めて問われるのではないだろうか。

四つ目は、これまでの研究では扱われてこなかった「盗撮・のぞき」の事案が、小学校で全体の30%、中学校で23%、高校で19%に相当することが判明した。またこのうち、小学校での35%、中学校の53%、高校の20%が、校内のトイレや更衣室における行為である。なお、本調査の場合、中学校内での盗撮が非常に多い。機器の進化にともない手法が巧妙化しているとも言われる中、残念ながら教職員の行動が、学校におけるリスクマネジメントの対象とならざるを得ない。

五つ目に、児童・生徒の関わる事案が、少なくとも全体の3分の1を占め、学校段階が上がるほどにその割合は上昇、高校では半数を超える。中学・高校では、部活動にくわえて生徒指導や教育相談が生徒との接点となる。学校内の事案については、余裕教室とも称される「空き

教室」の管理のありかたも課題とされるだろう。なお、SNSを通じたコミュニケーションチャネルも高校に顕著であり、場所に関しても学校内と学校外が拮抗するほどに、教員と生徒の関係を制約しにくい状況がうかがわれる。高校における教職員管理の難しさは明白である。

#### 4. 結論と限界

以上の分析と考察に加えて、表1に示すように学校上の関係の有無とその件数から事案を分類すると、次の点を導ける。

表1 学校上の関係の有無と学校種別の事案

学校上の関係	対象	小学校(61)	中学校(79)	高校(80)
あり	自校児童・生徒	36.0%(22)	38.0%(30)	52.5%(42)
	教職員	11.5% (7)	6.3% (5)	6.3% (5)
	18歳未満の卒業生	0.0% (0)	7.6% (6)	2.5% (2)
	小計	47.5% (29)	51.9% (41)	61.3% (49)
なし	18歳未満	21.3% (13)	25.3% (20)	16.2% (13)
	成人	18.0% (11)	16.5% (13)	15.0% (12)
	その他(公衆)	6.6% (4)	1.3% (1)	2.5% (2)
	その他(なし)	6.6% (4)	5.1% (4)	5.0% (4)
	小計	52.5% (32)	48.1% (38)	38.7% (31)

第一に事案を、教員の勤務先や職務上の関係者など学校に関わるケースと、そうではないケースに分けると、前者は47.5–61.3%、すなわち、教員による「わいせつ行為等」のおよそ半数は、教職という立場や児童・生徒等との関わりといった、教育的文脈を伴う事案な一方、これとは異なる事案も少なからず存在することがわかる。

また、学校に関わるケースを児童・生徒と教職員等に分けると、後者に相当する事案が6.3–11.5%に該当し、それ自体は問題であるものの、必ずしも教育関係で生じたわけではない、勤務先の人間関係の延長という留意が必要である。

第二に学校上の関係がない事案を見ると、路上で下半身を露出といった公衆一般を対象とした事案や、児童ポルノ所持などの事案が6.4–13.2%存在する。これら、教員という職種や学校内という場所とは、直接関わらないケースである。

なお、本稿では新聞報道ほか複数の情報源にもとづき事案を追跡し、分析データを作成したが、網羅したとは言い切れない限界も持っている。とりわけ児童・生徒が関わる事案については、教員の氏名や勤務校はもちろん、学校種すら公表されない場合もあり、正確に把握することは難しい。事態が深刻だからこそ詳らかにされないというパラドックスを伴うものの、先行研究では扱っていない「盗撮・のぞき」の事案を追えた点、そして行為の類型とその発生率を示した点において、本報告は貢献できたと自負する。

## 注

- 1) 本稿において「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント」をいう（文部科学省による定義）に準拠する。
- 2) 「28年前のわいせつ行為を認定、56歳教諭を懲戒免職」（読売新聞、2021年1月28日）ほか各紙。
- 3) 榊原禎宏（2010）「教員の精神的健康への一視角—教員による「わいせつ行為」は多いか—」『京都教育大学紀要』116, pp.1-7。榊原禎宏・森脇正博（2012）「教員は健康に働けているか—教員による「わいせつ行為」に関する追試的研究—」『京都教育大学紀要』120, pp.1-10。森脇正博・榊原禎宏（2018）「教員の「わいせつ行為」に関する統計的再分析—学校種間の発生率の検討—」『京都教育大学紀要』132, pp.77-89。
- 4) 森脇・榊原（2018），p.87。
- 5) 厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課（2021.3）「令和2年中における自殺の状況」。
- 6) 榊原（2010）を参照。
- 7) 朝日新聞記事検索サービス（<https://database.asahi.com/index.shtml>）。
- 8) 文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（『教育委員会月報』2020年2月号, p.53）。によれば、わいせつ行為等に係る懲戒処分等は、すべての学校種を合わせた事案数を示す箇所では、懲戒処分（245人）と訓告等（37人）に分けられているものの、学校種ごとの数値に関しては、この両者が区分されていない。そこで、2018年度の懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）および訓告等が計282人、うち小・中・高校に所属する教員が262人であることから、訓告等についてもこれらの学校種に所属する教員が  $262/282 \approx 0.929$  の割合で該当すると見なして、訓告処分を受けた人数を  $37 \times 0.929 \approx 34.4$  人と算出、よって同所属の教員のうち、懲戒処分を受けた人数（全体から訓告処分を除いた数）を、 $262 - 34.4 = 227.6$  人と推計した。

附記：本稿は共同で課題を設定、データを収集、整序し、共同で分析と議論を重ねた上で執筆した。それゆえ、執筆の役割分担を明記することは困難である。

